

「津市こども計画」（案）に対する意見募集の結果について				資料 1－3
No.	頁	項 目	意 見	意見に対する考え方
1	－	－	医療費の補助、児童手当や妊産婦補助は本当にありがたいです。助かっています。支援センターも多く、遊びに行ける場所があるのはありがたいです。 意見をだしたのは、近くに子供が安心して遊べる場所がないからです。公園が本当に少なく、公園があっても遊具がないか、壊れているか、古くて使えないか。車で支援センターに行くことはできますが、やはり外でのびのび遊ばせてあげたいです。夏は暑いので、広場に噴水とか水が流れる場所があると遊びに行きやすい。駅前広場は広場だけでは遊べないです。松阪市には比較的駐車場があり、遊具や広場が使いやすい公園があります。でも日常遊びに行くには遠い。	① こどもの遊び場については、第4章 ライフステージを通したこども施策に関する重要事項において、こどもの遊べる場や遊具のあり方に係る方針を定め、地域バランスを考慮し、こどもの遊べる場としての機能の充実や整備をめざすと記載しております。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。
			子ども達が自分の力で行ける場所が久居にも欲しい。近所に公園があっても駐車場がない、広場はあってもフェンスがなくて近くを通る車が多くて怖いです。三重は車社会だから仕方ないかもしれませんが、歩道が狭いし、ガードレールがないところが多く、散歩も車にぶつかりそうで怖い。せめて小学校の通学路くらいはガードレールをつけて欲しい。小学生になっても、通学班がないので本当に登下校が怖いです。 ①小さい子も遊べる遊具がある公園が欲しい。駐車場がある広い公園を久居地域にも！ ②子どもの通学路など人通りの多い歩道にガードレールを！	② 通学路の安全確保については、第4章 ライフステージを通したこども施策に関する重要事項において、「津市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係者が連携して通学路の合同点検を行うなど、引き続き地域社会全体でこどもたちの登下校時の安全確保に取り組むと記載しております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
3	－	第4章	現在、IQの高い子供の中学卒業後の受け皿が全くありません。将来的にも困る家庭が多いと思いますので、そういう子が通いやすい高等学校等を考えてほしいです。	本市の小中学校等においては、こどもたち一人一人が主人公となる教育をめざし、多様なこどもたちに応じた学びを実現させるために、これまでの教師主導の一方向の一斉授業だけでなく、こどもたちそれぞれのよさや可能性を引き出す授業をめざした授業改善を進めています。 今後は、小中学校等で育まれるそれぞれのこどもたちの学びに向かう力等が義務教育終了後の高等学校等の学びにつながるよう、中学校から高等学校等への引継ぎについても考えてまいります。 また、進学先の一つである県立高等学校の所管である三重県教育委員会事務局高校教育課とも引き続き連携してまいります。

No.	頁	項 目	意 見	意見に対する考え方
4	—	—	保護者の所得に関わらない給食費、高校卒業までの医療費、学童保育利用料の無償化もしくは減額	経済的な支援については、津市こども計画案においても様々な支援の今後のあり方等その方向性を記載しているところです。給食費については第4章 子育て当事者への支援に関する重要事項において、食材費の高騰が保護者の負担とならないよう国に対して支援の継続を働きかけていくこととしています。さらに国は学校給食費の無償化の実現に向けては具体的な方策を検討しており、国の動向を注視し、慎重に対応するとしております。また、こどもの医療費助成については、本市では、令和6年9月から制度を拡充し、中学生までの全てのこどもについて所得制限をなくし窓口無料としたところであり、高校生については、第4章 ライフステージを通したこども施策に関する重要事項において、高校生相当年代まで対象者の拡充をめざすなど、更なる支援の充実に努めると記載しております。 なお、学童保育利用料については、第4章 ライフステージを通したこども施策に関する重要事項の（3）⑥ひとり親世帯の放課後児童クラブ利用料の軽減や、（4）⑦放課後児童クラブ障害児加算補助金において記載しているものをはじめとする各クラブへの運営費補助金（令和6年度当初予算ベースで1人当たり約35万円）を交付する形で、利用者の負担軽減を図っています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
5	—	—	インフルエンザワクチンの補助→特に2回接種が必要な年齢の子どもへの補助を強くお願いしたい。	小児の季節性インフルエンザ等の予防接種については、「（仮称）こども安全サポート 予防接種費用助成事業」として、新たに費用助成を実施することを「第4章 ライフステージを通したこども施策に関する重要事項」に記載しており、対象年齢等については検討中です。
6	—	—	小学校、中学校、高校の体育館の冷暖房設置→異常気象により屋外・屋内とも運動ができず子どもの運動不足が心配。また、災害時の避難所に指定されている場所は早急に設置が必要だと思う。	津市が所管する小中学校については、普通教室、特別教室、給食室等へエアコンを設置しました。体育館の空調整備のあり方については、令和7年度以降に検討していくこととしています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
7	—	—	幼稚園、保育園、学校のトイレの洋式化	公立小中学校及び幼稚園については、児童生徒数及び園児数に応じてトイレの洋式化を行っており、一定数の洋式トイレは確保できています。今後は、個別の学校及び幼稚園の状況に応じて対応していくこととしています。 公立保育園及びこども園については、トイレの洋式化は完了しています。

No.	頁	項 目	意 見	意見に対する考え方
8	—	—	いじめが起きた場合の措置→被害者が不登校になる、転校するなどが当たり前になっていることがおかしい。加害者を登校させない、カウンセリングを受けさせる等してほしい。	平成２５年６月「いじめ防止対策推進法」が成立し、同年９月から施行されました。この法により、いじめの定義として、いじめられている児童生徒の主観を重視したものになっており、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢が示されました。 同年「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定され、改めて学校のいじめ対応の基本的な在り方が示されました。これを受けて、平成２６年５月に策定した「津市いじめ防止基本方針」及び各校が定めた「いじめ防止基本方針」に基づき、学校長のリーダーシップのもと、生徒指導主事などを中心に全教職員で情報共有し、組織的に迅速かつ適切な対応に努めています。 いじめへの対応の原則として、まず、被害者保護を最優先し、被害者の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、心のケアを行います。対応の第二歩として、被害者のニーズを確認し、危機と一緒にしのいでいく姿勢に基づき、安全な居場所の確保等指導に関する支援を行います。対応の第三歩として、いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図り、最後にいじめの解消を目指します。 事案によっては、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察、児童相談所、弁護士等の外部専門家と連携し、多角的な視点から取り組むとともに、児童生徒等の心のケアや環境への働きかけにも努めています。
9	31	第３章 ４ こども施策に関する基本方針	現在、子どもたちをめぐる状況の中には、いじめ、不登校、児童虐待、体罰、貧困、ヤングケアラー等の実態があります。多くの子どもの人権が侵害され、厳しい状況におかれています。 それらの解決のために、基本方針が４点示されましたが、それらは、国のこども大綱を勘案されて作成されているので、現在の表現を変えないでいただきたい。	基本方針１の記述については「NO１０」のとおり修正します。こども大綱を勘案し、こども・若者の権利を保障することを追記しました。

No.	頁	項 目	意 見	意見に対する考え方
10	31	第3章 4 こども施策に関する基本方針 「基本方針1」	「こども・若者の人格・個性や権利を尊重し」とありますが、P32に挙げられた大綱原文では「多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し」です。また、解説文にも「こども施策は、こども・若者の権利が最大限に尊重され」とありますが、“権利が保障されないケースがみとめられる”という意味でしょうか？ そうであれば、それを具体的に明記し、それが憲法や権利条約の精神にのっとったものであるという説明が必要かと考えます。 そうでないならば、行政はこれを「最大限に尊重」するのではなく、きちんと「保障」すべきであると考えます。 権利条約で示された権利は基本的人権であり、健康で文化的な最低限度の生活を送る権利は生まれながらにして持っているものです。これに条件を付けるという発想は虐待と言えるのではないのでしょうか？	ご意見を踏まえ【基本方針1】「こども・若者の人格・個性や権利を尊重し、こども・若者にとっての最善の利益の実現をめざします。」を「こども・若者の人格・個性を尊重するとともに、その権利を保障し、こども・若者にとっての最善の利益の実現をめざします。」に修正します。 また、「こども施策は、こども・若者の権利が最大限に尊重され、成長に合わせこども・若者の自主性を育むことが求められています。一人ひとりのこども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者の視点に立って、虐待やいじめなどを防止し、一人ひとりのこども・若者が心身とも健康、安全で情緒の安定した生活ができることをめざします。」を「こども施策は、こども・若者の人格・個性を最大限に尊重するとともに、その権利を保障し、一人ひとりのこども・若者の最善の利益を第一に考え、成長に合わせこども・若者の自主性が育まれるようよう後押しします。 また、こども・若者の視点に立って、虐待やいじめなどを防止し、一人ひとりのこども・若者が心身とも健康、安全で情緒の安定した生活ができることをめざします。」に修正します。
11	33-34	第4章 こども施策を推進するために必要な事項と基本的な施策	上記を受けての意見ですが、「権利教育」が抜け落ちているように感じます。“こどもに権利など無い”と発言された市議もいらっしやると聞きますし、こどもに権利を認めると管理し辛くなるという見解が根強く残っている事は想像に難くありません。しかし、権利条約は国が批准した国際条約であり、また、人権は誰もが等しく持っている必要不可欠な権利です。 虐待やいじめ防止等の観点からも、大人がそのことを理解するとともに、こどもが自らSOSを発する事の出来る環境・生活空間づくりが必要と考えます。 また、令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこどもの声を聴く意見表明等支援事業が創設され、意見表明支援員の設置が努力義務となりました。三重県では全国に先駆けて鈴木前知事が積極的に推進されていました。是非、津市でも導入し、社会的擁護だけでなく、すべてのこどもが意見表明出来る環境づくりを積極的に構築して頂けることを望みます。	小中義務教育学校では、「子どもの権利条約」について道徳や社会の時間に学んでいます。児童生徒はその学習を通して権利や義務について考えています。また、「津市人権施策基本方針」における分野別施策「子どもの人権」にある基本方針に基づく取組も行っています。なお、全世代への周知については、三重県の子ども条例改正案のなかで「子どもの権利について学ぶ機会の提供」が設けられており、三重県の動きに合わせて検討していきます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
12	35	第4章 こども施策の情報発信の充実	四日市のホームページのように「多胎児を妊娠中の方へ」というような項目を設けていただきたい。 多胎妊産婦が使える支援や事業を一覧にさせていただくことによって、産後まとまった睡眠がとれず心身共に疲弊していく傾向にある多胎産婦や困りごとの多い多胎家庭にとって、とても分かりやすく、既存の支援や事業、そして今後創設していただくものが活用しやすくなるのではないかと考えます。	こども施策の情報発信については、第4章 こども施策を推進するために必要な事項において、市ホームページの抜本的な刷新とともに、こどもや子育て当事者の視点でより分かりやすい情報発信の充実を図ると記載しております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
13	35	第4章 「津市こどもまんなか社会実現会議」での意思表明による社会参画の促進	本会議に幅広い子育て当事者の市民が参加できるよう、本会議の周知方法を検討していただきたい。 広報津に掲載すると考えられますが、それだけではなく園や学校を通して保護者に周知するなど、本会議が広く周知されるようお願いしたい。	ご意見も参考とし、津市こどもまんなか社会実現会議のより良い周知について検討していきます。

No.	頁	項 目	意 見	意見に対する考え方
14	55	第 4 章 多胎児家庭への支援	本事業がより有意義なものとなるよう、以下の 2 点について検討していただきたい。 (1) 幅広い多胎家庭当事者や多胎団体等からの意見収集とそれに基づく施策推進 当事者の声を聞く場はジェミニキッズやさくらんぼ教室以外も考えているとは思いますが、未就学児の多胎家庭へアンケート回答をお願いしたり、三重多胎ネットや三重多胎サークル「ふたば」等と連携したりするなどの推進をお願いしたい。 ジェミニキッズやさくらんぼ教室への参加は毎回 5 組程度であり、施策に反映するには少ないように感じるため、関係団体等と連携をとっていただきたいと考えます。	(1) 意見の聴取につきましては、こども施策についていつでも意見を寄せていただけるよう「こども・若者、子育て当事者意見ボックス」を設置しており、今後、充実を目指しております。多様な意見を聴取できるよう、他の意見聴取の方法についても検討していきます。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
15	55	第 4 章 多胎児家庭への支援	(2) 利用しやすい料金設定 家庭の経済状況に関わらず、どの多胎家庭でも気軽に使える料金設定の検討をお願いします。 具体的には、コープくらし助け合いやファミリーサポートセンターの利用料と同程度もしくはそれ以下を要望します。 多胎家庭は何かと出費が多く、経済的負担も大きいのが現状です。利用料金についても、当事者の声や県内他市町や他府県を参考に設定していただけたらと思います。	(2) 本市独自の（仮称）津市産前・子育て応援ヘルパー派遣事業の料金設定については、他市の料金設定等を踏まえながら、誰もが利用しやすい制度となるよう検討を進めております。
16	35	第 4 章 「津市こどもまんなか社会実現会議」での意思表明による社会参画の促進	①☒こども・若者、子育て当事者意見ボックス」の項ですが、現在の「意見ボックス」には『「こどもまんなか社会」をつくるための参考にするため、みなさんの意見（いけん）をきかせてください。』とありますが、その意見に対して、「返事」をしていただくことを明記していただけるといいと思います。	ご意見を踏まえ「今後は、さらに政策形成過程において意見をいただくなど、意見ボックスの充実に努めます。」を「今後は、さらに政策形成過程において意見をいただくとともに、意見に対するフィードバックの仕組みを構築するなど、意見ボックスの充実に努めます。」に修正します。
17	38	第 4 章 子ども医療費助成制度	「また、高校生相当年齢まで、対象者の拡充をめざす」とありますが、具体的な時期（例えば、令和 8 年度までに）を明示できないでしょうか。	こどもの医療費助成は、令和 6 年 9 月から中学生までの全てのこどもを対象に拡充したところであり、高校生年代までの更なる拡大については、財政負担への影響を慎重に考慮し、今後の国や三重県の市町への財政措置等の動向を見据えた上で、持続可能な制度となるように検討する必要がありますので、現時点では時期を明示しておりません。
18	45	第 4 章 保育提供体制	全体として、「必要な保育士の確保ができず」ということで「保育支援者の配置をめざします」と読み取れるが、もっと「保育士の確保」を最優先とするように内容を修正してほしい。	ご意見を踏まえ、「就労の継続も含め保育士等を確保するためには、業務に係る負担を軽減することが求められていることから」を「保育士等の確保については、引き続き「保育士・幼稚園教諭等就労開始応援事業」の実施や「保育のおしごと相談会」の開催などにより取り組む一方、就労継続のためには業務に係る負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備も重要であることから」に修正します。

No.	頁	項 目	意 見	意見に対する考え方
19	49	第 4 章 教職員の資質向上	「エ 教職員の資質向上」ですが、教職員の数が不足している現状を考えると「エ 教職員の確保と資質向上」という内容での記述が必要だと思います。	ご意見を踏まえ「エ 教職員の資質向上」を「エ 教職員の確保と資質向上」とし、「いじめ・不登校等の生徒指導上の課題、特別な支援を必要とするこどもや外国につながるこどもへの対応、教職員には多様化・複雑化する教育課題に組織的に対応するための専門性が求められています。」の前に、「教員不足については、全国的な課題であり、本市においても同様の状況があります。こどもたちの学習環境の根底をなす教職員の確保について、本市として課題を見出し、取組を進めます。また、」を追記します。 また、「②教員志望者の増加につなげる取組 ○教員不足の原因の一つは、教員を志す方の減少が考えられることから、関係大学と連携を図り、教員の魅力ややりがいを発信することで、志望者が増加するよう取り組みます。また、教員免許を持っているが、教壇経験がない方等を対象に相談会を実施し、講師等による学校での任用につなげていきます。」を追記します。
20	31	第 3 章 4 こども施策に関する基本方針 「基本方針1」	1 1 月 7 日の津市議会全員協議会で岡村市議の発言に、「こどもになんの権利があるのか」という内容がありました。新聞やテレビでも報道されているように、この発言については強く抗議します。 子どもの権利条約が、1 9 8 9 年に国連で採択され、条約を日本が1 9 9 4 年に批准したことにより、子どもにも当然ながら権利があることがさらに広く社会に認識されるようになってきています。 今後さらに子どもの権利を守るためにも、津市こども計画にある基本方針 1 の「こども・若者の人格・個性や権利を尊重し、こども・若者にとっての最善の利益の実現をめざします」という文言はとても大事であり、はっきりと明記しておくべきだと思います。虐待、いじめ、体罰、暴力、貧困、性犯罪・性暴力などの問題が年々増加し、子どもたちの権利が奪われかねない状況もあります。この計画が策定され、子どもたちの権利を守るための実効あるものとなるよう、強く要望いたします。 強い信念をもって策定に臨んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。	基本方針 1 の記述については、こども大綱を勘案し、こども・若者の権利を保障する記述をさらに追記することとし、「NO 1 0」のとおり修正します。 ご意見は今後の参考とさせていただきます。

No.	頁	項 目	意 見	意見に対する考え方
21	29	第2章 就学前児童や小学生の 保護者へのアンケート 調査結果の概要	グラフより、2つの世代で約3割強が経済的な支援を求めている。多数決ではないが、これを優先事項としてしないのは何故か？ 他の支援よりも津市のみ児童手当を増やす、控除を増やすことをすれば良いだけではないか？ 給付や控除だけであれば、都度生じる給付金や補助等の複雑性もなくなり、人員等を少なくでき、優位性があるのではないか？	アンケートを実施した令和6年2月以降において、本市では令和6年9月にこどもの医療費助成制度や本市独自の妊産婦医療費助成制度を拡充しました。また、国においても児童手当制度の拡充が実施されています。 こども・子育ての基本的な施策については、基礎自治体だけではなく、国の責任や役割が求められるところ、本市独自の経済的な支援を厚くすることについては、財政負担の影響を考慮するとともに、持続可能性の検証も必要となりますことから、ご意見は今後の参考とさせていただきます。
22	37	第4章 こどもや子育て当事者の 目線に立った公園や 遊具	遊具の安全管理とあるが、団地内には市へ報告しても1年近く撤去されない遊具があり、改修もされない。安全のためにも撤去だけでも先行で依頼しているが対応されない。現場を見てください。	こどもの遊び場については、第4章 ライフステージを通したこども施策に関する重要事項において、こどもの遊べる場や遊具のあり方に係る方針を定め、地域バランスを考慮し、こどもの遊べる場としての機能の充実や整備をめざすと記載しております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。
23	30	第3章 こどもまんなかまちづ くりの展開	先日の津市議会にて岡村武議員より“子どもに人格はあるのか”と発言がありました。新聞やテレビでも報道されているように、この発言については強く抗議します。 子どもは生まれながらにしてひとりの人として尊重されるべき存在です。策定されようとしている津市こども計画では、子どもたちが尊重される存在であることがしっかりと明記されています。また、30ページ、「2 こどもまんなかまちづくりの展開」で書かれているように、こども・若者、子育て当事者の意見を尊重するということは、子ども権利条約の基本的な考え方のひとつである「子どもの意見の尊重」につながります。こども一人ひとりが意見を表明することができる場の設定や関係づくりを大切にし、その意見が尊重された事業等を積極的に推進していくことを強く求めます。 反対意見に屈することなく、子どもをひとりの人として大切にするという理念を貫いていただきますよう、よろしくお願いいたします。	第3章 計画の基本的な考え方において、全てのこどもや若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者、子育て当事者の意見を尊重した「こどもまんなかまちづくり」を進めることとしております。ご意見は今後の参考とさせていただきます。